DEKRA Automobil GmbH	Senftenberger Straße 30, D-01998 Klettwitz, Germany	ＪＣ08Ｈモード＋ＪＣ08Ｃモード法、ＷＬＴＣモード法、細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するＷＭＴＣモード法（以下単に「ＷＭＴＣモード法」という。）及び光吸収係数の測定方法に限る。
（略）	（略）	（略）
The Automotive Research Associaton of India	S. No. 102, Vetal Hill, OffPaud Road, Kothrud, Pune-411 038, India	ＷＭＴＣモード法に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成31年国土交通省告示第212号）による改正前の細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するＷＭＴＣモード法を除く。
CATARC Automotive Test Center (Tianjin) CO., Ltd.	No. 68, East Xianfeng Road, Dongli District, Tianjin, China	ＷＬＴＣモード法に限る。

DEKRA Automobil GmbH	Senftenberger Straße 30, D-01998 Klettwitz, Germany	ＪＣ08Ｈモード＋ＪＣ08Ｃモード法、ＷＬＴＣモード法、ＷＭＴＣモード法及び光吸収係数の測定方法に限る。
（略）	（略）	（略）
Thailand Automotive Institute	655 Soi 1 Bangpoo Industrial Estate Moo 2, Sukhumvit Km. 34, Bangpoo Mai, Muang samutprakarn, Samutprakarn 10280, Thailand	ＷＭＴＣモード法に限る。
The Automotive Research Associaton of India	S. No. 102, Vetal Hill, OffPaud Road, Kothrud, Pune-411 038 (India)	ＷＭＴＣモード法に限る。

（道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部改正）

第六条　道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第六百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者） **第一条**　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。	（審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者） **第一条**　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。

名称	住所
（略）	（略）